

第 6223 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月21日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 役員に対する慶弔見舞金

Q : 会社が役員に慶弔見舞金を支給する場合、何か注意することはありますか？

A : 役員に対する慶弔金が福利厚生費として認められるには、一定の条件を満たしておかなければなりません。

【解説】

役員や従業員が結婚した場合や家族に不幸があった場合に、慶弔見舞金を支給する会社が多いと思いますが、この慶弔見舞金は世間一般で広く行われていることから給与課税は行われず、福利厚生費として処理することが認められています。

また、この場合には、受け取った役員や従業員にも所得税はかかりません。

しかし、慶弔見舞金だったらどんなものでも福利厚生費になるかというとそうではなく、福利厚生費として認められるためには次の条件を満たしておかなければなりません。

これらの条件を満たさないものは、福利厚生費として認められず、給与となり、役員の場合であれば臨時的な給与として損金不算入となってしまいますので注意してください。

- ① 社内規定に基づいて支給したものであること
- ② 支給額が世間並みの金額であること
- ③ 役員と従業員との慶弔見舞金がバランスの取れたものになっていること



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】